

第一章

総則第 1 条（名称）

当スタジオは、pilates studio SORA 盛岡〔ピラティス スタジオ ソラ モリオカ〕と称します。

第 2 条（目的）

当スタジオは、Pilates（ピラティス）を通じ会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第 3 条（運営および管理）

当スタジオは、ネスコ株式会社（以下「本部」という）が統括し、運営・管理を行います。

第二章

第 4 条（会員制度）

1. 当スタジオは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸サービスを利用することができます。また、無料体験に関しても本会員規約に則るものとします。
2. 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第 5 条（会員区分）

当スタジオの会員区分は、次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については会社が別途これを定めます。

1. 月 4 回会員
2. 月 6 回会員
3. 月 8 回会員

第 6 条（入会資格）

当スタジオに入会できる方は、体験クラスを終了し、当スタジオの趣旨に賛同

し本会則を承認した方とします。尚、当スタジオはその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

当スタジオの入会資格は以下のとおりとします。

1. 本会則および当スタジオの諸規則を遵守する方。
2. 医師等に運動を禁じられておらず、当スタジオの諸サービスの利用に支障がないと申告された方。（健康状態に不安のある方は別途ご相談ください。）
3. 当スタジオの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
4. 暴力団関係者、薬物常用者でない方。
5. 以前に当スタジオで規約退会で処理されていない方。
6. 12 歳以上の方。（中学 1 年生以上）

第 7 条（入会手続き）

会社は、本会則を承認のうえ入会手続きを行い、会社の承認を得た上、規定の会費を納入して会員の資格を得た方を当スタジオの会員とします。また、入会手続きの際に入会金として 11,000 円（税込）を当スタジオに支払うこととします。

第 8 条（未成年者の取扱い）

未成年者（12 歳以上、中学 1 年生以上）が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 9 条（会費等）

1. 諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。
2. いかなる場合であっても一旦納入した諸会費等は返金致しません。
3. 会社は、当スタジオの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に依じて、入会手数料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができま
4. 会費の支払いについては、毎月 20 日に翌月分を決済するものとする。

第 10 条（会員除名）

会員が下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

1. 当スタジオの会則、その他諸規則に違反したとき。
2. 当スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

3. 会費その他の債務を滞納し会社からの催告に応じないとき。
4. 入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき。
5. 会社が当スタジオ会員としてふさわしくないと判断したとき。

第 11 条（会員資格喪失）

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

1. 会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。
2. 会員が除名されたとき。
3. 会員が死亡したとき。
4. 経営上重大な理由により当スタジオを閉鎖したとき。

第 12 条（退会）

1. 会員は最低契約期間を 4 ヶ月とし、いかなる場合も自ら途中で退会できないものとする。
2. 会員が退会を希望する場合には、退会を希望する月の 5 日までに、当スタジオ所定の退会届を提出し、当スタジオ所定の手続きを完了しなければならないものとする。
3. 前項に定める期限までに退会届の提出および所定の手続きが完了しない場合、退会の効力は翌月末日をもって生じるものとする。
4. 前 2 項の適用については、例えば、4 月末日をもって退会を希望する場合、同年 4 月 5 日までに退会届を提出し、所定の手続きを完了することを要するものとし、同年 4 月 6 日以降に退会届が提出された場合には、5 月末日をもって退会するものとして取り扱うものとする。
5. 会員の都合等により会費が 3 ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。滞納がある場合はいかなる理由でも完納いただきます。
6. 入会日が 1 日から 15 日までは、その月を 1 ヶ月と計算して 4 ヶ月と定め、16 日以降月末までに入会した時は、その翌月を最低契約期間 4 ヶ月の初月とする。

第 13 条（休会）

1. 会員は入会后 4 ヶ月はいかなる理由でも休会できないものとする。
2. 会員が休会を希望する場合には、休会開始を希望する月の前月 5 日までに、当スタジオ所定の休会届を提出し、当スタジオ所定の手続きを完了しなければならないものとする。
3. 前項に定める期限までに休会届の提出および所定の手続きが完了しない場合、休会の効力は翌月以降に生じるものとする。

4. 前2項の適用については、例えば、5月1日からの休会を希望する場合、4月5日までに休会届を提出し、所定の手続きを完了することを要するものとし、同年4月6日以降に休会届が提出された場合には、6月1日からの休会として取り扱うものとする。
5. 滞納がある場合は完納頂いてからの休会とする。
6. 休会期間中は休会費として毎月 1,100 円（税込）を当スタジオに支払うこととする。
7. 妊娠・怪我などの場合は、母子手帳・診断書等をご提出いただければ4ヶ月未満の休会も可能。

第14条（コース変更）

会員が当スタジオの会員種別を変更する場合は、変更開始を希望する月の前月5日までに、当スタジオ所定の変更届を提出のうえ、所定の手続きを完了しなければならないものとし、期限までに手続きが完了しない場合は、翌月以降の変更として取り扱うものとする。なお、例えば、5月から会員種別の変更を希望する場合は、4月5日までに手続きを完了するものとし、4月6日以降の手続きについては6月からの変更として取り扱う。また、入会后4ヶ月間は、月会費の低い会員種別へ変更することはできないものとします。

第15条（変更事項の届出）

1. 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届出るものとします。
2. 会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、会社は以後の責任を負いません。

第16条（ビジター）

当スタジオは、会員が同伴または所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方（以下ビジターという）に当スタジオの諸サービスを使用させることができます。尚、この場合、ビジターは身分証明の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。

第17条（損害賠償）

1. 当スタジオの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員が当スタジオの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。ビジターについても同様とします。

3. 会員が当スタジオの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。
4. 当スタジオの利用に際して発生した怪我・病気・事故等（死亡等重大事故は除く）については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。

第 18 条（遺失物・忘れ物・放置物）

1. 会員が当スタジオの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 忘れ物・放置物については、原則として 1 ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第 19 条（その他諸規則の改定）

会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他当スタジオの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは施設内へ掲示するものとします。

第 20 条（閉鎖および解散）

会社は、必要と認めた場合、当スタジオを閉鎖および解散する事が出来ます。

1. 施設の改造または修理のとき。
2. 当スタジオが企画し実施する諸活動を行うとき。
3. 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
4. 経営上重大な理由があるとき。

第三章

第 21 条（諸規則の厳守）

会員は、当スタジオの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第 22 条（健康管理）

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 23 条（入場禁止）

会社は、会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を当スタジオへの入場禁止及び退場を命じることができます。

1. 伝染病等に罹患しているとき。
2. タトゥー（刺青）を露出されている方。
3. 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
4. 許可なく館内を撮影すること。
5. 許可なく当スタジオにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
6. 他人を誹謗中傷すること。
7. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
8. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
9. 施設内に落書きや造作をすること。
10. 動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
11. 危険物を館内に持ち込むこと。
12. 酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
13. 会社従業員の業務を妨げる行為。
14. 他人へのストーカー行為。
15. 他人の施設利用を妨げる行為。
16. 入館に際し虚偽の申告をした場合。
17. その他本状各号に準じる行為。

第 24 条（休業）

当スタジオは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、イベント、その他やむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。

臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

第 25 条（予約とキャンセル）

各クラスの予約とキャンセルは、指定されたサイトからのインターネット予約のみといたします。

1. お電話、カウンター、公式 LINE での予約・キャンセルは受け付けておりません。

2. クラスの予約は、クラス開始時間までとし、キャンセルはクラス開始の1時間30分前まで可能です。パーソナルレッスンのキャンセルは6時間前までとする。
3. クラス開始の1時間30分前までにキャンセルできなかった場合は、クラス利用1回とカウントされます。

第26条（遅刻について）

1. クラス開始から5分以上遅刻された方は残念ながらそのクラスには参加できません。ウォーミングアップなしにクラスに参加することは、怪我のリスクが伴うことからそのようにさせていただきます。なお、その遅刻したクラスはクラス利用1回とカウントされます。
2. 遅刻しそうな時の電話による報告は必要ございませんので、あらかじめご了承ください。電車の遅延や車の渋滞でのキャンセルも1回カウントとさせていただきます。

※プラン契約時に緊急連絡先の登録をお願いしておりますが、緊急時、災害時の連絡以外の目的として使用することはありません。変更がある場合はご自身でご登録内容の変更をお願いします。

第27条（撮影同意）

1. スタジオでの撮影に同意いただいた方の動画や写真については、弊社が運営するSNSやSNS広告等に使用させていただく場合があります。

上記事項を理解し、同意の上 pilates studio SORA 盛岡に入会します。